

平成十二年七月六日提出  
質問第六号

「ナニワ金融道」にも出てくるパチンコ出店トラブルに関する質問主意書

提出者 辻元清美

「ナニワ金融道」にも出てくるパチンコ出店トラブルに関する質問主意書

京都市中京区で、診療所の近所にパチンコ店の出店計画が持ち上がり、トラブルになっている。パチンコ出店をめぐるトラブルは、漫画「ナニワ金融道」にも書かれ、関西では後を絶たない。パチンコ出店に関する風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律（以下、風営法）や警察官のパチンコ関連会社への天降りなどについて質問する。国会法所定の期限内に答弁されたい。

#### 一 風営法

- (1) 風営法がパチンコ店の営業を規制しているのはなぜか。
- (2) パチンコ店の出店規制は、憲法規定の「営業の自由」に反しないのか。
- (3) 各都道府県公安委員会がパチンコ店の営業を許可しないのは、どのような場合か。
- (4) 各都道府県公安委員会の許可、不許可はどのような手続きで決定されるのか。

#### 二 天下り

- (1) プリペイドカード関連会社、団体などを含め、パチンコ関連企業に天下った警察官はこれまでに何人いるか。

(2) 許認可の対象としている業種の企業に公務員が再就職する場合、何らかの規制はないのか。あるとすれば、規制が守られているかどうか、どのような方法でチェックしているのか。

(3) パチンコ営業に関する都道府県公安委員会の許認可が適正になされているかどうか、国民の理解を得るためには、警察官の天下りを禁止した方がいいと考えるが、政府はどのような見解か。

右質問する。